

事後評価調書

I 事業概要						
事業名	交通安全施設等整備事業(自転車歩行者道設置)					
地区名	一般県道 駕鴨安城線					
事業箇所	安城市柿碓町					
事業のあらまし	<p>一般県道駕鴨安城線は豊田市南部から岡崎市東部を經由し、安城市北部を経て国道1号に接続する幹線道路である。</p> <p>当路線沿いには自動車関連工場が数多く立地しているため、通勤に利用する人が多く、国道1号にアクセスする大型車も多数通行している。また、柿碓集落から小中学校へ通学する児童生徒の通行も多い。</p> <p>現在、当該区間の一部は通学路となっているが、歩道がなく大変危険な状態にあるため、自転車歩行者道を整備し安全の確保を図る。</p>					
事業目標	<p>【達成(主要)目標】</p> <p>通学児童を始めとした歩行者・自転車の安全な歩行空間の確保</p> <p>【副次目標】</p> <p>—</p>					
事業費	事業費	内訳				
	0.3億円	■工事費 0.1億円、■用補費 0.1億円、■その他 0.1億円				
事業期間	採択年度	平成 21 年度	着工年度	平成 21 年度	完成年度	平成 22 年度
	事業内容					
歩道設置L=100m						
II 評価						
①事業目標の達成状況	1) 主要目標の達成状況	<p>【達成状況】</p> <p>自転車歩行者道が設置され、通学児童を始めとした歩行者・自転車の安全性が向上した。</p> <p>【達成状況に対する評価】</p> <p>事業完了後、歩行者・自転車に関する事故は起きておらず、目的は達成された。</p>				
	2) 副次目標の達成状況	<p>【達成状況】</p> <p>なし</p> <p>【達成状況に対する評価】</p> <p>なし</p>				
III 対応方針						
今後の事後評価の必要性	通学路として利用されている安心・安全な自転車歩行者道が連続して整備され、初期の事業目標を達成しているため、今後の事後評価の必要はない。					
改善措置の必要性	上記のとおり、初期の事業目標を達成しているため、改善措置の必要はない。					
同種事業に反映すべき事項	標準的な事業計画、工法で施工されているため、同種事業に反映すべき事項は特にない。					